

IV. 「まもる」に関する施策

＜自転車のルール・マナーの啓発の考え方＞

自転車は、原則として車道を通行し歩道は例外となっていますが、現状では歩道を走行する自転車が多く、自転車走行のルールを知らない利用者もいます。また、放置禁止区域のルールや自転車駐車場の場所を知らないために放置自転車等が発生している状況もあります。

そのため、自転車利用に関するルール・マナーの普及・啓発等のソフト対策により安全利用等の意識を向上させることが重要となります。

区、警察が主体となり、区民や学校、関係団体などと協力・連携することにより、多くの自転車利用者が、「自転車安全利用五則」などのルールやマナーについて学べる機会を設けるとともに、啓発活動を充実・推進していきます。また、自転車利用に関する情報を提供する広報活動を充実・推進していきます。併せて、区による放置自転車等の啓発と撤去活動を強化します。また、警察においては、自転車の安全利用の街頭指導や取り締まりを推進することとしています。

自転車の放置防止や走行ルール等の周知・徹底により交通事故や放置自転車等の減少を図っていきます。

＜施策体系＞

まもる（自転車のルール・マナーの啓発）

1. 教育の推進	1-1 模範運転の励行・指導者の育成	1-1-1 模範運転の励行	p36	
		1-1-2 指導者の育成	p36	
	1-2 自転車安全利用に関する教育の推進	1-2-1 年代別の交通安全教育の実施	p36	
		1-2-2 交通安全運転教室修了証制度など	p37	
		1-2-3 実践的な手法を取り入れた教育の充実	p37	
	1-3 放置させないルール・マナーの教育	1-3-1 職場体験学習の実施	p37	
		1-3-2 交通安全教室での教育	p37	
	2. 啓発活動の推進	2-1 啓発内容の明確化		p37
		2-2 身近な啓発活動の推進	2-2-1 自転車指導員による啓発活動	p38
2-2-2 商店街・大規模小売店舗との連携			p38	
2-2-3 自治会・町会との連携			p38	
2-2-4 商店街等における自転車押し歩きの推進			p38	
2-2-5 公共交通機関等との連携			p38	
2-2-6 自転車販売店等との連携			p38	
3. 広報活動の推進	3-1 ルール・マナーのポスター等の掲示	3-1-1 自転車の安全利用	p39	
		3-1-2 自転車等放置防止	p40	
	3-2 区報などによる定期的な情報提供	3-2-1 区報・ケーブルテレビによる情報発信	p40	
		3-2-2 ホームページの充実	p40	
	3-3 自転車に関するマップ等の作成	3-3-1 自転車走行に関するマップ	p40	
		3-3-2 自転車等駐車場マップ	p40	
		3-3-3 事故情報の提供・周知	p40	

1.教育の推進

1-1.模範運転の励行・指導者の育成

1-1-1.模範運転の励行

交通管理者においては、交通ルール・マナーの違反、特に、悪質、危険な行為に対しては警告、取り締まりを強化することとしています。

指導的立場の区職員などは、正しい運転を実践するなど模範運転をします。

1-1-2.指導者の育成

教育関係者、行政職員などを対象とした交通安全意識の普及を促す指導者研修会を実施します。

交通事故など事故における人命救助の習得者を育成します。

学校やPTA、警察署などと協力して、地域の交通安全活動を推進します。

1-2.自転車安全利用に関する教育の推進

1-2-1.年代別の交通安全教育の実施

① 幼児への教育

基本的な交通安全の知識と実技の実践とともに、自転車用ヘルメット着用の徹底を図ります。

② 小学生への教育

交通ルールやマナーの知識と実践をはじめ、年齢に応じた自転車安全教育の推進を図ります。特に低学年においては、保護者と一緒になった安全教育を促進します。

③ 中学生・高校生への教育

自転車の正しい利用を進めるために、スタントマンによる自転車事故を再現する自転車安全教育としてスケアード・ストレイトを展開します。中学校在学中に1回はスケアード・ストレイトを体験させることを目指します。

④ 成人や社会人への教育

事業所・地域団体においては、交通安全協会と協力して自転車の安全利用を取り入れた交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、事業所等の自転車通勤者に対する取り組みを強化していきます。

また、スケアード・ストレイト実施の際には、地域住民等へ広く参加を呼びかけ、より多くの方が自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上を図ることができるよう努めていきます。

⑤ 高齢者への教育

身体や年齢を考慮した交通安全教室を実施します。特に、高齢者に多い歩行中や自転車走行中の事故減少を図るため、体験教室などへの参加を促していきます。

1-2-2.交通安全運転教室修了証制度など

小学生を対象とする教育委員会が主催する自転車教室において、実技訓練の後、参加児童に修了証を配布しています。また、各警察署においても、小学校PTAが主催する自転車教室の参加者には、「自転車安全運転証」を発行しています。区としてこうした制度を統一した免許証等の発行も検討します。

1-2-3.実践的な手法を取り入れた教育の充実

限られた教育機会の中で、受講者に対してより効果的に交通ルールやマナーについての指導を行うため、スクリーン・ストリートや、仮想空間での自転車走行の体験ができる「自転車シミュレータ」を取り入れた実践的な教育機会の拡大を図ります。

高齢者交通安全体験教室での自転車シミュレータ
(東京工業大学協力)



1-3.放置させないルール・マナーの教育

1-3-1.職場体験学習の実施

職場体験学習(中学生など)やインターシップの受け入れによる放置自転車対策への理解を進めていきます。放置自転車の実態と現場での撤去作業や啓発活動などを通して、体験に基づいた意識や考え方ももってもらいます。

1-3-2.交通安全教室での教育

放置がもたらす安全上の問題等をわかりやすく説明し、放置がなぜいけないのかを理解させるメニューを取り入れていきます。

2.啓発活動の推進

2-1.啓発内容の明確化

大田区交通安全協議会の会員である関係機関・団体等と連携した各種の事業、行事等を展開し、全区にわたる啓発活動を推進していきます。

安全教室や広報媒体による啓発では、自転車安全利用五則の徹底を促進します。また、修理・点検、防犯登録制度や自転車保険制度の加入なども合わせて普及を図っていきます。さらに、放置禁止等の啓発活動を強化して、自転車利用者の交通安全意識の向上に努めていきます。

2-2.身近な啓発活動の推進

2-2-1.自転車指導員による啓発活動

自転車指導員などは、放置抑制や自転車等駐車場への誘導・案内業務を行うだけでなく、交通ルールやマナーの実践を呼びかける活動を展開していきます。

2-2-2.商店街・大規模小売店舗との連携

商店街や大規模小売店舗などと協力して、放置防止に努めるとともに自転車の安全利用の呼びかけを進めます。

2-2-3.自治会・町会との連携

自治会・町会や交通安全協会などと協力して、交通安全啓発を推進します。



2-2-4.商店街等における自転車押し歩きの推進

商店街や駅前広場など、歩行者が多く自転車の走行が歩行者などに危険を及ぼす箇所では、自転車利用者は自転車から降りて通行するよう横断幕やポスターなどで啓発を行い、「自転車押し歩き」を推進します。



自転車押し歩き運動の実施
(平成 24 年 11 月 27 日 大森銀座商店街、平成 24 年 12 月 3 日 蒲田東口商店街)

2-2-5.公共交通機関等との連携

バスやタクシー、また鉄道駅など公共交通機関の協力のもとに、交通安全や自転車関連のポスター掲示、チラシ配布、車内放送などの啓発活動を進めます。

また、トラック協会においても各種行事への協力、会員事業所でのポスター掲示など啓発活動を進めます。

2-2-6.自転車販売店等との連携

自転車の安全と交通安全を推進するため、整備・点検機能の充実、強化を目指して自転車商協同組合との連携強化に努めます。また、自転車商協同組合においても、防犯登録や自転車保険などの手続きなどを通して、自転車における専門的な相談窓口として機能を高めます。

① 購入時等の啓発

TSマークなど自転車の安全基準の趣旨を説明し、理解を得ながら自転車の安全向上に努めます。

*TSマーク

自転車安全整備士が点検・整備し、安全と認められた普通自転車に貼るマークで、付帯保険（賠償責任保険・傷害保険）が付いています。

② 定期点検・整備の推進

自転車自体が事故要因とならないように、定期的な点検・整備の実施について周知を図ります。特に、小学生を対象とした自転車安全教室等においては、自転車商協同組合の協力を得て、点検・整備の実施し、必要性を説明していきます。さらに、交通安全行事等の自転車教室などにおいても、点検・整備の重要性を認識していただくように周知に努めます。

③ 防犯登録の徹底周知

盗難やいたずらされた自転車の照会には防犯登録番号が欠かせません。また、自転車法や区自転車条例においても、防犯登録は義務となっています。そのため、区営自転車等駐車場利用者には、平成24年度自転車駐車場利用の申請から防犯登録番号の記入をお願いしています。未登録の方には、自転車商協同組合を紹介するなど徹底を図っていきます。

④ 保険制度の周知・加入促進

自転車は自動車のように自動車賠償責任保険がありません。しかし、自転車が起因する事故で高額な補償を請求される判例も出ていることから、自転車保険の加入の促進を継続していきます。

⑤ ツーロックの推進

放置自転車の中には、盗難されて乗り捨てられた自転車も少なくありません。防犯面の自衛策として、複数の鍵をつけることは有効な手段の一つです。購入時に取り付けを促すなど、周知と促進を図ります。

3. 広報活動の推進

3-1. ルール・マナーのポスター等の掲示

3-1-1. 自転車の安全利用

自転車を利用する方々に、自転車運転の基本的なルールやマナーの徹底を図っていくために、自転車安全利用五則の効果的な周知に努めます。

区内在住外国人や外国からの来訪者に対しても、英語、ハングル、中国語、タガログ語で著した自転車安全利用五則のチラシを警察署とともに配布し、自転車運転のルールやマナーを広めていきます。



自転車安全利用五則

(平成19年7月10日警視庁交通対策本部決定より)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

3-1-2.自転車等放置防止

身近で手軽な周知方法として放置自転車防止、また自転車等駐車場の案内などを内容とするポスターや立看板を掲出して放置自転車等の抑止と自転車等駐車場の利用拡大に努めます。

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを地域団体や関係機関、企業などの協力を得て、春(5月)と秋(10月)の年2回実施して継続的な啓発活動を推進するとともに、交通安全運動をはじめ各種交通安全キャンペーン・行事など普段の活動において広報活動を進めていきます。

3-2.区報などによる定期的な情報提供

3-2-1.区報・ケーブルテレビによる情報発信

交通安全運動や駅前放置自転車クリーンキャンペーンにあわせて、自転車問題に関連する事項、交通事故発生状況などを区報に掲載しています。また、交通安全行事などはケーブルテレビで放映されています。今後も交通安全や自転車に関する情報や行事などをあらゆる機会を捉え積極的に発信して、区民への交通安全の意識を高めていきます。

3-2-2.ホームページの充実

区のホームページにおいては、区営自転車等駐車場、自転車等放置防止、撤去した自転車等の返還、民営自転車等駐車場の助成制度を自転車・原動機付自転車のページに掲載しています。また、反射材の効果、自転車の安全利用、区内交通事故発生状況を交通安全のページに掲載しています。こうしたことに加え、自転車等放置禁止区域、公共自転車等駐車場一覧、防犯登録の促進などを掲載しています。今後も、交通安全、自転車関連ページの充実を進めます。

3-3.自転車に関するマップ等の作成

3-3-1.自転車走行に関するマップ

自転車の走行環境と歩行者などの安全を確保するため、自転車ネットワーク図の周知や、通行方法などの情報を盛り込んだ自転車走行環境マップの作成を準備します。

3-3-2.自転車等駐車場マップ

放置禁止区域と自転車等駐車場を掲載した駅周辺自転車等放置禁止区域図を作成して、自転車指導員の資料や看板等に掲出して周知を図ります。同時にホームページへの掲載も行っています。

また、各駅の自転車等駐車場マップを作成して、利用を促す資料として配布します。



3-3-3.事故情報の提供・周知

交通事故発生地点を基に、区内における道路や交差点などでの事故発生状況を著した地図の作成を進め、広く周知していきます。